

別記第1号様式（第5条関係）

渋谷区保存樹木等管理助成金交付申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

渋谷区保存樹木等管理助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり、必要書類を添付し助成金の交付を申請します。

記

保存樹木等の住所	渋谷区
助成金の種類 (該当種類に○)	剪定 樹木医診断
剪定又は樹木医診断 予定日	年 月 日
保存樹木等管理番号	第 号
保存樹木等の樹種	
助成金対象経費 (税抜)	円
助成金交付申請額	円

添付書類

1. 現地案内図及び対象樹木の現況写真（撮影日が認識できるもの）
2. 対象樹木が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、対象樹木の剪定又は樹木医診断についての所有権者全員の同意書（別記第2号様式）
3. 内訳のわかる見積書等の写し
4. 所有者又は管理者が管理組合等の場合、管理組合の現在の理事長又は管理者等が管理組合総会等で選定されたことを証するものの写し
5. 所有者又は管理者が法人の場合、法人登記の登記事項証明書の写し

【裏面あり】

6. その他必要な書類

【申請に当たっての注意事項】

- (1) 保存樹木等の剪定又は樹木医診断によって立地上又は構造上の危険が生じないことを確認した上で、申請をしてください。
- (2) この申請に基づく交付決定がなされる前に剪定又は樹木医診断をした場合は、助成金の交付を行うことはできません。
- (3) 申請受理後、審査の上「交付決定通知書」「完了報告書」等を申請者宛てに郵送します。
- (4) 剪定又は樹木医診断後に完了報告を行う必要があります。指定する期日までに完了報告に係る書類を提出してください。
- (5) 助成を受けた樹木は、原則として3年間は伐採してはならず、善良なる管理者としての注意をもって適切な維持管理をしてください。
- (6) 区が樹木の状況等を確認するため、現地調査等を行う場合又は書類の提出を求めることがあります。